

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年2月3日(月)

NO. 1550号

本号3頁

## **防衛基金 800 億円、使用 15 億円 それでも来年度 400 億円追加へ**

防衛装備品の輸出を支援する国の基金をめぐり、これまでに積み立てた計 800 億円の資金のうち、約 15 億円しか使うめどが立っていないことが明らかになりました。海外からの受注が想定を大幅に下回っているのに、政府は当初計画どおり新年度予算案で 400 億円を基金に追加する方針です。必要性の精査が不十分なまま、防衛予算が膨らんでいます。国民の税金をどう考えているのでしょうか。

この基金は、政府が 2022 年末に決めた防衛力整備計画で新設した「防衛装備移転円滑化基金」。企業が装備品を輸出仕様に改修する費用を全額補助します。政府は 23～27 年度の防衛費をこれまでの 1.5 倍以上の 43 兆円とし、基金に 2 千億円を充てる計画。それに従い、23、24 年度の予算で基金に 400 億円ずつ計上し、25 年度予算案にも同額を盛り込みました。

この計画を決める際、防衛省は財務省に対し、「数千億円から最大 1 兆円の引き合いがある」と説明していました。今年度の事業計画では、350 億円の補助金を支出する予定でした。ところが、これまでに輸出が内定したのは、昨年 11 月に公表されたインドへの艦船用アンテナの 1 件 (約 15 億円) だけ。防衛省によると、ほかに受注のめどが立っている案件はないということです。

通常の前払は年度内に使い切るのが原則です。その点、基金は年度をまたいで支出できるため、政府は中長期的な課題に柔軟に取り組めるとしています。しかし、足元で金利が上昇するなか、基金にお金が滞留すれば、資金調達のために発行した国債の利払いが膨らみ、国民負担の増加につながります。基金を管理するために手数料を支払う必要もあります。

政府は昨年末、防衛費の無駄が生じないように「事業の進捗状況、実効性、実現可能性を精査し、必要に応じてその見直しを行う」と明記しました。防衛省の担当者は、「輸出が進んでいないというご指摘は真摯に受け止める」とした上で、「案件を積み上げた結果、新年度に 1200 億円程度まで認定する可能性があり、予算を追加した」と説明しています。

規模ありきで決めた計画の弊害です。無駄に積んだ資金の金利負担は軽視できません。基金の必要性事態を再検討すべきです。

## **衆院予算委 旧安倍派会計責任者参考人招致を賛成多数で議決**

衆院予算委員会は 30 日午前、自民党派閥の「政治とカネ」の問題を巡り、旧安倍派の会計責任者の参考人招致を立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党など野党の賛成多数で議決しました。自民は反対し、公明党は採決を退席しました。

参考人招致は全会一致で議決するのが慣例で、多数決で招致が決まったのは 1974 年以来、51 年ぶりです。ただ、議決に強制力はなく、会計責任者は招致に応じない意向を自民に伝えており、参考人招致が実現するかは不透明です。公明は採決で賛成することも検討しましたが、直前になって退席を決めました。

委員会終了後、立民の安住淳衆院予算委員長は国会内で記者団に対し、「(会計責任者には) 議決の重みを十分に自覚し、参考人招致が行えるようご決断願いたい」と述べました。

衆院予算委員会は 30 日中にも、会計責任者宛てに出席要請文書を送付します。2 月 10 日をめどに参考人招致を実施したい考えで、同 3 日までに出席意向を連絡するよう求めます。

採決後には、衆院予算委で 2025 年度予算案の趣旨説明が行われました。予算案は 31 日から実質審議入りし、2 月 4 日までの平日 3 日間で石破首相と全閣僚が出席する基本的質疑が行われます。

## **学術会議法案 概要明らかに 全く異なる組織設立**

政府が、通常国会で3月上旬に提出を予定している日本学術会議法案（仮称）の概要が27日、日本共産党の井上哲士参院議員への内閣府の説明で明らかになりました。

新法案は、日本の科学者を代表し、政府に対する科学的助言を独立して行う国の機関という同会議の性格を定めた現行の日本学術会議法を廃止し、これまでと全く異なる組織を特殊法人として設立するものです。

また、新会議発足時の会員の選定は「多様な関係者から推薦を求め」とし、政府に都合のよい人選となる危険があります。

首相が任命する監事を新たに置き、業務や財務を監査します。6年分の活動計画の策定と年度ごとの実績評価を義務づけ、内閣府に設ける評価委員会が意見を具申します。これにより、政府による学術会議への介入・統制が可能となります。

現在、経費は国の負担となっていますが、同法案では「補助することができる」とし、国の財政責任は後退します。

内閣府は、政府に対する勧告権については「調整中」で、法制化のために学術会議と協議する「予定はない」と説明。学術会議を相手にしない強引な態度をあらわにしています。

法人化の議論は、2020年に菅義偉首相が会員6人の任命を拒否したことに端を発しています。違法行為を撤回しないまま、学術会議の「あり方」に議論をすり替え、学術会議の合意なしに法案を提出することは許されません。

### **野田隆三郎・岡山大名誉教授らは法人化協議を中止するよう政府と学術会議に要請**

日本学術会議の法人化に反対する憲法学者らが1月21日、政府と学術会議の協議を中止するよう求める「学術会議法人化の法制化のための協議を中止するよう求める要請書」を石破茂首相と日本学術会議の光石衛会長に送ったと発表しました。呼びかけ人の野田隆三郎・岡山大名誉教授は記者会見で「国民に対する背信行為と言わざるをえない」と批判しました。呼びかけ人の清水雅彦・日本体育大教授は会見で「任命拒否が解決しない限り、先に進めてはいけない問題。しかし任命拒否が忘れられようとしているのが非常に問題だ」と強調しました。

研究者や弁護士計140人が賛同しました。

要請書では、議論の発端となった2020年の菅義偉首相による会員の任命拒否について「撤回せず理由も示していない。暴挙がまかり通るなら民主主義国家と到底言えない」とし、「法人化は独立と正反対に政府の従属下に置くもの」などと指摘しました。

そのうえで、法人化案に反対していた学術会議が昨年12月の臨時総会以降は容認に転じ、法制化を急いでいるとして「協議を直ちに中止するよう強く求める」としました。

## **大阪高裁 森友学園めぐる文書の不開示の決定を取り消す判決**

森友学園に関する財務省の決裁文書の改ざんに関与させられ自殺した近畿財務局の男性職員の妻が、国に関連文書の開示を求めた裁判で、2審の大阪高等裁判所は、1審とは逆に、国が文書の存否も明らかにせず不開示とした決定は違法だとして、取り消す判決を言い渡しました。

30日の判決で大阪高等裁判所の牧賢二裁判長は、文書の存否を答えた場合の影響について検討し、一連の問題で刑事告発された財務省の職員全員が2019年8月に不起訴になり捜査が終結したことをふまえ、「不開示の決定をした2021年の時点で、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない」と指摘しました。

そのうえで「財務省がどのような文書を任意提出したかが明らかになったとしても、それによって同種の事件に対する捜査機関の捜査方針や意図が明らかになるとはいえない」として、文書の存否も明らかにせず不開示とした決定は違法だと判断し、取り消しました。

森友学園に関する財務省の決裁文書の改ざんに関与させられ自殺した近畿財務局の職員、赤木俊夫さん（当時54）の妻の雅子さんは4年前、一連の捜査の過程で財務省が検察に任意で提出した文書を開示するよう求めましたが、財務省は文書の存否も明らかにせず、不開示とする決定をしました。



雅子さんは決定の取り消しを求めて訴えを起こし、1審の大阪地方裁判所はおとし9月、「文書が存在するかどうかを明らかにした場合、行政機関が捜査対象となる事件で捜査の内容などが推定され、将来の刑事事件の捜査に支障が及ぶおそれがある」として訴えを退けました。

### **雅子さん「国は上告せずに判決に従ってほしい」**

判決が言い渡されたあと、妻の雅子さんが俊夫さんの写真を抱えて報道陣の取材に応じ、「今までの苦勞が報われて夫も喜んでいてと思います」と話しました。

その上で、「国は上告せずに判決に従ってほしい。改ざんを誰が決めて指示したのか、何のために改ざんしたのかを知りたいので、しっかり開示してほしい」と述べました。

判決のあと、赤木雅子さんの弁護団が会見を開きました。坂本団弁護士は「当然の判決で、1審の判決は明らかに誤った判決だった。これ以上時間をかけないよう、国は上告しないでほしい」と話していました。また、生越照幸弁護士は「真実を明らかにし、俊夫さんのように上の指示で現場の人が苦しんで亡くなることのないように裁判で争ってきた。国は今回の判決を真摯（しんし）に受け止めて、可能な限り開示すべきだ」と話していました。

### **財務省「今後の対応を検討」**

判決を受けて、財務省は「近畿財務局の職員がお亡くなりになったことについては、誠に残念なことであると考えており、改めて、深く哀悼の意を表します。判決の内容を精査したうえで、関係省庁とも協議し、今後の対応について検討してまいります」とコメントしています。

### **林官房長官「内容を精査し適切に対応」**

林官房長官は午後の記者会見で「元近畿財務局職員の赤木俊夫さんがお亡くなりになったことについては謹んでお悔やみを申し上げたい。判決では国側の主張が認められなかったものと承知しており、今後、関係省庁で内容を精査し適切に対応する」と述べました。

## **能動的サイバー防御」の導入に向けた関連法案の阻止を**

大軍拡を推進する法案である、重要インフラに対するサイバー攻撃を未然に防ぐ「能動的サイバー防御」の導入に向けた関連法案が今国会に提出されます。

サイバー攻撃とは、インターネットなどのネットワークを介して、サーバーやパソコン、スマートフォンなどの情報端末に対して、金銭や個人情報を盗んだり、システムの機能を停止させることを目的とした攻撃を行うことです。

「能動的サイバー防御」法は、国がネット空間を監視し、事前に攻撃への対応をとれるようにするものです。攻撃元サーバーへの侵入・無害化措置は、通信情報の分析で重大なサイバー攻撃の恐れがあるとか、サイバー攻撃の兆項が見られると判断した場合は、攻撃元のサイバーに侵入して「無害化」措置を取る、その権限を付与された警察・自衛隊が実施します。そのため、警察官職務執行法と自衛隊法を改定し、根拠規定を設けます。事業社から得た情報を分析し、必要に応じた外国政府にも情報提供するとしています。

焦点は憲法 21 条が保障する「通信の秘密」との整合性です。法案では、収集・分析する情報を、IP アドレスや通信日時などに限定し、メールの本文など「本質的な内容」は分析の対象としないとしています。政府は「個人のプライバシーは侵害しない」としていますが、できるのでしょうか。

また、海外のサーバーを「無害化」した場合、相手国から主権侵害とみなされ、国際問題に発展する危険があります。自衛隊が対処した場合、武力攻撃とみなされる可能性があります。

そして、国が情報を不正に流用することが懸念されます。それで、法案には、国の運用状況を監視する独立機関の新設を盛り込んでいます。さて、それで「歯止め」になるのでしょうか。

このように憲法 21 条の「通信の秘密」に反し、相手国との関係では国際問題に発展する危険性があり、武力攻撃とみなされる可能性のあるサイバー防御を導入させてはなりません。

残念なことに「能動的サイバー防御法」に国民民主と維新の会は、賛成する構えです。しかし、立憲、共産、社民、れいわなどの議員とともに、「サイバー防御法を撤回せよ」の世論を広げにひろげて、石破首相に断念するよう迫ろうではありませんか。